

## 選定療養費【初診時・再診時】の変更について (令和5年12月1日～)

金沢赤十字病院は、令和5年8月に「紹介受診重点医療機関」として認定されました。

一般病床が200床以上の紹介受診重点医療機関においては、紹介状なし等で受診する場合には、選定療養費として、初診時に7000円以上(税込)、再診時に3000円以上(税込)の金額を徴収することが、国の制度として定められております。

### <選定療養費とは>

地域の診療所等のかかりつけ医を受診し、かかりつけ医からの紹介を受けて、高度・専門医療は病院で行うという機能分担を推進するため、**紹介状がない場合に徴収する費用**です。

### <選定療養費の変更内容について>

初診時又は再診時に保険適用の診療費とは別に次の金額をご負担いただきます。

|     | 令和5年11月30日まで<br>(変更前) |   | 令和5年12月1日～<br>(変更後) |
|-----|-----------------------|---|---------------------|
| 初診時 | 2,200円(税込)            | → | 7,700円(税込)          |
| 再診時 | なし                    | → | 3,300円(税込)          |

### <初診時に選定療養費がかからない場合>

- ・他の医療機関からの紹介状をお持ちの方
- ・救急車で搬送された方
- ・特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた方
- ・外来受診後、そのまま入院となった方
- ・生活保護法による医療扶助の対象の方
- ・特定疾患または障害などの各種公費負担制度の受給対象の方※

※小児医療助成制度(こども医療費)、ひとり親家庭等医療助成制度は選定療養費の対象となります。

※公費受給対象となる疾患が定まっている場合は、それ以外の疾患について受診される場合は、選定療養費の対象となります。

- ・労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の方

### <再診時に選定療養費がかかる場合>

当院から他の医療機関へ紹介を行う申出を行ったにもかかわらず、患者さんが当院の受診を自らの選択で希望され、紹介状なしに当院を受診される場合

# 1 「紹介受診重点医療機関」とは？

- 外来受診の際に紹介状が必要となる医療機関です。
- 手術・処置や化学療法等を必要とする外来、放射線治療等の高額な医療機器・設備を必要とする外来を行っています。
- 「紹介受診重点医療機関」の情報は、都道府県や厚生労働省のホームページをご確認ください。



へえどうやって受診するの？

## 2 紹介状を用いた受診のながれ



- 「かかりつけの医療機関」を受診後、専門的な検査や治療が必要と判断された場合に紹介状が発行されます。
- 紹介状を持って「紹介受診重点医療機関」を受診し、専門的な検査や治療を受けた後は、「かかりつけの医療機関」にて、経過を見てもらいましょう。
- 「かかりつけの医療機関」と「紹介受診重点医療機関」の役割分担により、患者さんが適切な検査や治療をよりスムーズに受けられるようになり、待ち時間の短縮等が期待されます。

なるほど！  
待ち時間が  
減るのはいいね！



## 3 新しいかかり方のコツを覚えて通院しましょう！

